

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(放射性物質分析・研究施設第2棟の設置)に係る面談
2. 日時：令和5年2月13日(月)10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

正岡企画調査官、佐藤室長補佐、松田室長補佐、新井安全審査官

高木技術参与(テレビ会議システムによる出席)

原子力規制部 地震・津波審査部門

江崎企画官、千明専門職

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当1名(テレビ会議システムによる出席)

福島第一原子力発電所 担当8名(テレビ会議システムによる出席)

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)

担当9名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(放射性物質分析・研究施設第2棟(以下「第2棟」という)の設置)について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 第2棟の耐震クラス及び適用地震動の設定
 - 耐震 B+クラスの機器・配管系に係る耐震性評価結果
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 第2棟の耐震クラスの設定
 - ◇ Ss900 の評価結果等の「概ね弾性状態(スケルトンカーブの第2折れ点以下)」と記載している点について、どの様な状態(例：鉄筋降伏には至らない状態等)を意味しているのか具体的に記載すること。
 - ◇ P.29にある3.0Ciの耐震評価結果(検定比等)について、検定比が1.0を超過している部材の損傷程度を説明するとともに、各部材の機能維持に必要な強度との関係性や耐震上重要なセルやピットの機能への影響等について説明すること。
 - ◇ その上で、耐震クラスについて、Ss900の解析・評価した結果等から実質上安全機能が喪失しないことからB+クラスにしたいとするならば、その考え方やロジック構築の経緯、昨年11月16日の原子力規制委員会で示した耐震クラスの設定の考え方のフローとの関係を整理して説明すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 第2棟の耐震クラス及び適用地震動の設定について
- 耐震 B+クラスの機器・配管系に係る耐震性評価結果